

令和7年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	壮瞥町（北海道）	段階補正の割増下限人口の撤廃（又は引き下げ）について	人口一人当たり経費は、一般的に人口が少ない団体ほど割高になることから、近年の人口減少を踏まえ、小規模自治体の財政需要をよりの確に反映するため、段階補正の割増下限人口について撤廃（又は引き下げ）すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体について割増率を一律にするなど算定方法の簡素化等の観点からの見直しを行ってきているところ。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えているが、算定方法の簡素化の要請もあることから、引き続き適切な係数の設定に努めてまいる。
2	(省)	継続	京都市（京都府）	大都市の事務・権限等に対応した交付税の算定	三位一体改革以降、交付税の算定は、小規模自治体に手厚い状況が続いていることから、大都市需要等にも配慮した算定方法に見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、都市化の度合いに応じた需要額の割増し等を行っている。 令和7年度算定においても、都市部を中心に近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	新規	新温泉町（兵庫県）	会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る財政需要増加に対する適切な普通交付税措置について	会計年度任用職員に対する段階補正について、小規模団体に配慮したものとすること。 病院、上下水道事業における会計年度任用職員に係る財政需要について、普通交付税措置の対象とすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 包括算定経費における会計年度任用職員に係る段階補正については、地方団体の調査結果に基づき設定しているところであり、今後も実態を踏まえた算定に努める。 また、病院、上下水道事業における会計年度任用職員に係る財政需要については、原則、料金収入により手当てされることとなるが、例えば、病院事業における不採算地区病院等のかかり増し経費や下水道事業における雨水処理経費などについては、一般会計が負担すべき経費とされており、これらに係る人件費は、その増加分を含めて、所要額を公営企業繰出金として地方財政計画に計上すると同時に、地方交付税の算定に反映させているところ。
4	(省)	新規	湯河原町（神奈川県）	地域手当支給割合の引上げについて	令和6年度人事院勧告で地域手当について現在の市町村単位から都道府県単位を基本に広域化する見直しが盛り込まれたことを踏まえ、基準財政需要額の増加が予想されるため、地域手当の引き上げに要する経費について、適切に算定に反映いただきたい。	採用する。 地域手当の支給割合の差異による給与差については、地域手当の級地区分に応じて、普通態容補正により算定に反映している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(省)	新規	野辺地町（青森県）	消防費における密度補正（石油コンビナート等特別防災区域）の対象市町村の見直し	現行の密度補正では、石油コンビナート等特別防災区域の対象市町村のみに補正が適用されるが、一部事務組合の場合には、密度補正の基礎数値を一部事務組合の構成市町村で按分できるように見直していただきたい。	以下の理由により採用しない。 消防費を含め普通交付税の算定は市町村単位で行っており、一部事務組合における財政需要を構成市町村に按分することはあっても、市町村における財政需要を一部事務組合の構成市町村に按分することはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	（省）	継続	札幌市（北海道）	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引き上げ	堆積場まで雪の運搬を含めた排雪経費、労務単価や機械損料などの上昇や、安定的な除雪体制の確保のための待機補償料を要すること等、一般財源所要額は増加しており、基準財政需要額と大幅に乖離している。道路除排雪経費に係る実態を適切に算定に反映すべき。	採用する。 最近の物価高等による除排雪経費の増加を踏まえて、除排雪経費に係る補正係数を引き上げることとする。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
7	(省)	継続	つがる市 (青森県) 群馬県 嬬恋村 (群馬県) 滋賀県	高資本費対策における経過 年数要件の見直し	下水道高資本費対策における経過年 数要件を見直していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(省)	継続	宮城県 石巻市（宮城県） 登米市（宮城県） 大崎市（宮城県） 甲賀市（滋賀県）	下水道費の投資補正（高資本費対策）に係る30年未満要件算定方法の見直し	下水道費の投資補正（高資本費対策）に係る30年未満要件について、1事業の中で2以上の処理区域がある下水道事業については、既定の基準だと実情に即した投資補正がなされないため、処理区域単位で30年未満要件を判定していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[小・中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
9	(法) (省)	継続	小樽市 (北海道) 沖縄県	準要保護児童生徒関係経費 の適切な算定方法への見直し	現行の算定方法及び基準財政需要額では決算乖離が著しいことから、準要保護児童生徒関係経費に係る単位費用については、要保護児童生徒援助費補助金に係る補助単価を参考に拡充されたい。 また、現行の密度補正Ⅱでは就学援助率の高い地域における補正が十分でないことから、補正係数を拡充されたい。	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費については、文部科学省からの地財要望を踏まえて単位費用を積算し、またそのうち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っており、適切に措置されているものと考えている。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[小・中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	（省）	新規	名取市（宮城県）	スクールバス運行経費の適切な算定について	スクールバスの運営費が高騰していることから、小学校費（児童数）及び中学校費（生徒数）の密度補正Ⅰ係数の設定を見直していただきたい。	採用する。 スクールバスの維持運営に係る経費については、文部科学省の実態調査に基づき、適切に単価を設定しており、令和 7 年度算定においても、単価の引き上げを行ったところである。 今後も実態を踏まえた適切な単価設定となるよう努めていく。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[小・中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(省)	新規	福知山市（京都府）	準要保護児童生徒の給食実施に係る負担への財政支援	準要保護児童生徒の給食実施に係る密度補正の計算について、完全給食、補食給食、ミルク給食で統一的な単価が採用されているが、完全給食に係る負担が最も大きいことから単価と実際の経費が乖離している。また食材費等が高騰している実態を反映した単価設定をされたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 準要保護児童生徒の給食実施に係る経費については、文部科学省からの地財要望を踏まえて単位費用を積算し、またそのうち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を講じている。 実施する給食の種類ごとに単価を設定することについては、算定の簡素化の観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(省)	新規	田川市（福岡県）	医療的ケア児に対する看護師の配置に係る密度補正の新設	医療的ケア児に対する看護師の配置に係る経費について、その他の教育費の単位費用措置されているが、算出される需要額と比較し、多額の財政負担が生じていることから、医療的ケア児に対して配置する看護師数に応じた算定方法とするなどの見直しを行っていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。医療的ケア児に対する看護師の配置に係る経費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(省)	継続	大阪市（大阪府）	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。
14	(省)	継続	大阪市（大阪府）	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	被保護者調査「第11表 医療費の審査及び決定」のうち「支払確定件数（レセプト）」を、平成28年度より個人ごとに固定化されている受給者番号を用いて「人」ベースに名寄せすることで、省令に合致した「経費を負担した実人員」を算出し、新たな基礎数値として用いること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおりに被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えられる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費、こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	継続	名古屋市（愛知県） 大阪市（大阪府）	障がい者自立支援給付及び 障がい児通所給付にかかる 財政需要の適切な算入につ いて	障がい者自立支援給付等の支給については、その地方負担額については各団体の財政需要に適確に算入される必要があるが、需要額の算定において各サービスの単価が適切に反映されていない。 そのため、密度補正の算定において、各サービスを集約することなく、個別サービスごとに単価を設定のうえ、サービス利用者数に応じた補正を行うこととされたい。 また、サービス利用者1人当たり単価の算入にあたっては、単価差が生じないよう実績単価を反映することとされたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 障がい者自立支援給付等の支給については、国の予算措置等の状況を踏まえ、標準的な単価を設定した上で、密度補正を講じている。 個別サービスごとに単価を設定することについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(省)	継続	札幌市（北海道）	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	精神障害者通院患者医療費について、各団体における人口一人当たりの公費負担額総額やレセプト件数、支給認定件数には大きな格差があり、多額の算入過不足が生じているため、統計数値を用いた補正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。精神障害者通院患者医療費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	継続	札幌市（北海道）	指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数の創設	指定難病の特定医療費について、多額の算入不足額を生じているため、人口当たりの指定難病患者数等の統計数値を用いた補正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。特定医療費の支給に要する経費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法)	継続	小田原市（神奈川県） 箕面市（大阪府） 伊丹市（兵庫県） 豊岡市（〃） 三木市（〃） 小野市（〃） 加西市（〃） 朝来市（〃） 宍粟市（〃） 福山市（広島県）	公立病院の施設整備に係る 単価の見直し	近年、建築資材や労務単価等の上昇により、急激に建築単価が上昇している中、来年度においてもさらなる建築単価の上限の引き上げを行うこと。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げることとする。
19	(法)	新規	名古屋市（愛知県）	市町村立大学附属病院の運営経費に係る算定方法の見直し	市町村立大学附属病院について、救急医療、災害医療の提供といった公的医療機関としての役割を果たしており、地域医療提供の公共性において差異はないことから、補正係数の割落としをなくすこと。	一部採用する。 近年の公立大学附属病院の経営や繰出の実態を踏まえ、措置率を引き上げることとする。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
20	(法)	新規	高知県	保健衛生費の密度補正Ⅱの見直し	今後、都道府県ごとに市町村の保険料水準の統一が進んでいくと考えられることを踏まえ、密度補正Ⅱ（国民健康保険の保険料軽減に係る補正）について、より実績を重視した算定方法に改正すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものであるところ、実績による配分割合については、今後の都道府県内の保険料水準の統一の状況や保険料の推移を踏まえる必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	（省）	継続	大阪市(大阪府)	児童扶養手当の適実算入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。 従って、地方負担額については、H18年度の三位一体の改革における負担割合の変更により発生する地方負担額（増加需要額）に限定することなく、三位一体の改革前における地方負担分（1/4）の需要額も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行うこととされたい。 上記取扱いにより、算定の簡素化が図られるとともに、財政需要が客観的・合理的に捕捉されるものと考えらる。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。 三位一体の改革における負担割合の変更により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(省)	新規	尼崎市(兵庫県)	児童相談所設置準備段階における費用の財政措置について	児童相談所設置前の準備段階においての、人件費についても十分な地方財政措置を講じること。	以下の理由により採用しない。 各地方団体に対する普通交付税の基準財政需要額は、毎年度四月一日現在により算定することとしているところ。算定年度の四月一日現在において設置されていない児童相談所に係る準備経費に対する財政措置については、財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き適切に検討する。
23	(省)	新規	島根県 島根県全市町村	こども子育て費の経常態容補正の見直し	こども子育て費の経常態容補正係数を算出する際に用いる経費の割合について、引上げを求める。	以下の理由により採用しない。 こども子育て費においては、費目の新設に伴う測定単位の切り替えにより、18歳以下人口の割合が小さい団体の算定額が減少するおそれがあることから、そうした団体に配慮した経常態容補正を講じている。 当該補正は、こども子育て費の単位費用で措置されている経費の一部を対象としているところ。密度補正の対象となる経費など、各種の指標により団体ごとの財政需要を算定している経費については、経常態容補正の対象から除くこととしており、当該補正係数の設定に当たり現行の割合を用いているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(省)	新規	日光市（栃木県）	地方自治体が設置する介護施設等の密度補正算入（高齢者保健福祉費）について	高齢者保健福祉費において「介護施設等数」を密度補正等に算入すること。	以下の理由により採用しない。 介護給付費負担金については、その所要額を単位費用に算入した上で、介護サービス受給者数に応じた密度補正を講じており、適切に算定を行っているところ。 介護施設等数の多寡に応じて、介護保険に係る地方団体の財政需要が増減することは必ずしも明らかではなく、新たな密度補正措置の創設については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえる必要がある。
25	(省)	継続	大阪市（大阪府）	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の基準財政需要額における多額の算入不足を解消するため、医療費単価との相関関係が見られる10万人当たり病床数※による密度補正を新設すること ※10万人当たり病床数＝病床数（病院報告より）／人口（国勢調査人口より）× 100,000人	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。また、新たな密度補正措置の創設については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえる必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[清掃費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(省)	継続	京都市(京都府)	観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映	観光地における清掃費の財政需要を反映させるための密度補正の指標が「入湯客数」のため、温泉地以外では、適切に財政需要を反映できていないと考えられる。宿泊に関する既存の官庁統計から市町村数値を把握することなどにより、観光地特有の行政需要が適切に反映されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税算定に用いる数値については、算定の公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な指標で、地方団体ごとのデータが存在している必要がある。宿泊に関する既存の官庁統計を複数用いた場合であっても統計データ間の整合性等が求められるほか、宿泊以外の観光客に係る財政需要が適切に捕捉できない中では、補正係数の設定については慎重な対応が必要である。
27	(省)	新規	枝幸町(北海道)	清掃費における密度補正Ⅱの実態に即した算定について	入湯税にかかる補正係数については、新型コロナ流行前の令和元年度の入湯税納税義務者数を用いるところ、令和2年度以降に新たに徴税開始等した団体では納税義務者が居るにもかかわらず、それが捕捉されず不利な算定となっている。より実態に即した算定とするため、一律に令和元年度数値を用いるのではなく、従前の基礎数値であるn-2年度数値とどちらか高い数値を用いるべきとして、意見として提出する。	一部採用する。 令和7年度の算定においては、コロナ禍の移動制限がなくなり入湯客数も一定の回復が見られることから、n-2年度の入湯客数をもとに補正係数を算出している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[清掃費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(省)	新規	青森県 むつ市（青森県）	清掃費（ごみ処理）における密度補正（人口密度）の充実	清掃費における密度補正（人口密度）を焼却等に要する経費にも適用するとともに、収集・運搬に要する経費への密度補正（人口密度）の適用に当たっては、ごみ処理施設までの距離を考慮した係数を乗じていただきたい。	以下の理由により採用しない。 焼却等に要する経費については、人口密度が低いことにより経費が増嵩する実態が認められるか明らかではないことから、慎重な対応が必要である。 また、ごみ処理施設までの距離に応じた掛かり増し経費については密度補正（人口密度）により一定反映されており、新たな補正の新設については慎重な対応が必要である。
29	(省)	新規	青森県	清掃費（し尿処理）における密度補正の充実	し尿処理に要する経費は、下水道が普及していない市町村で多額となるため、下水道普及率を用いて清掃費の密度補正を充実していただきたい。	以下の理由により採用しない。 し尿処理収集経費は、人口密度による密度補正で対応しており、下水道普及率の低い地域と人口密度には一定の相関があると考えられることから、新たな指標を用いた補正については慎重な対応が必要である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[農業行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(省)	新規	京丹波町（京都府）	数値急減補正係数の乗数変更について	数値急減補正については乗数の年度間傾斜が5年度周期で機械的に定められているが、農家数が減少しても農業面積や行政経費の減少に直結しておらず、加えて乗数の年度間傾斜による需要額増減の影響が大きいため乗数の引き上げ及び平準化を検討されたい。	以下の理由により採用しない。 数値急減補正は、農家数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するために設けているものであり、他の費目における数値急減補正と同様に、5年という期間の中での平準化を企図した補正である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(省)	新規	鹿児島県 三島村（鹿児島県） 十島村（〃）	隔遠地補正における小規模 離島団体特例の創設	人口数百人程度の小規模離島団体、特に複数離島からなり、更には役場本庁舎が行政区域外の島外にある団体については、団体規模が小さいこと及び地理的条件が著しく不利であることにより割高になる測定単位当たりの経費を、基準財政需要額の算定に的確に反映する必要がある。 現行の隔遠地補正ではこのような小規模離島団体の経費増嵩度合いの特殊性が十分反映されていないため、級地による補正率の特例を設けるべきである。	以下の理由により採用しない。 離島等の隔遠地に所在する市町村について、隔遠地にあることによって増加する旅費、通信運搬費及び投資的経費等の経費を基準財政需要額の算定に反映するため、隔遠地であることの度合に応じた「級地による補正率」のほか、小規模団体に配慮した「人口段階による補正率」、「人口減少数による補正率」及び属島（当該市町村役場がある島以外（役場が本土にある場合は本土以外）の島しょ）がある団体に配慮した「属島に係る補正率」を講じている。 なお、「属島に係る補正率」については、令和3年度に経費の実態等を踏まえ、補正の拡充を行ったところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(省)	新規	菊川市（静岡県）	自治体情報システム標準化に伴うガバメントクラウド利用料に対する普通交付税措置の追加	ガバメントクラウドの利用は義務的性格が強く法律により努力義務とされており、原則全ての地方公共団体がガバメントクラウドを利用することになることから、ガバメントクラウド利用料について交付税措置を求める。	採用する。 標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、ガバメントクラウドへの移行状況に応じた密度補正を創設して算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(省)	継続	仙台市(宮城県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府) 守口市(〃)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	事業所税は基準財政収入額及びそれに係る基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度が維持するとしても、事業所税収入見合いの需要額を全額捕捉されるよう、算入額を確実に引き上げられたい。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げているところ。
34	(省)	継続	大阪市(大阪府)	事業所税見合いの需要に係る算定方法	事業所税見合いの需要は、人口区分に応じた単価を用いて算定されているが、人口と事業所税額については必ずしも連動するものではなく、その算入率については、団体ごとに大きく乖離が生じている。事業所税収入見合いの需要額の算定にあたっては、人口よりも事業所税額と相関関係がある、事業所数や昼間人口に応じた単価を用いて算定するなど、各団体の算入率に大幅な乖離が出ることをないよう、公平な算定方法にしていただきたい。	以下の理由により採用しない。 人口と事業所税額との間には、一定の相関関係があるため、引き続き人口に基づき単価を設定する。団体ごとに個別に単価を設定することについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。 なお、事業所税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	（省）	新規	野々市市(石川県)	経常態容補正係数の算出方法の見直し	経常態容補正Ⅰ中係数Eについて「業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数」から「行政手続のオンライン化率を用いた係数」に変更すること	一部採用する。 地域の元気創造事業費の「行革努力分」の算定に用いる指標について、令和8年度から、「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」（総務省自治行政局行政経営支援室）に基づく行政手続のオンライン化率を導入するなど、見直しを検討している。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
36	(省)	新規	島根県 島根県内全市町村	地域デジタル社会推進費における「マイナンバーカード利活用特別分」の継続及び拡充	今後、マイナンバーカードを活用したデジタル化をより一層進める必要があることから、地域デジタル社会推進費における「マイナンバー利活用特別分」の継続・拡充を求める。	以下の理由により採用しない。 令和 7 年度地方財政計画において「マイナンバーカード利活用特別分」が終了となったことに伴い、マイナンバーカードの保有枚数率を活用した算定について終了することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(省)	新規	北見市（北海道） 滝川市（〃） 厚真町（〃） むかわ町（〃） いわき市（福島県） 紀宝町（三重県）	各市町村の災害リスクに応じた補正係数の新設	普通交付税においては、消防団による地域防災活動は「消防費」、防災訓練や計画策定費は「包括算定経費（人口）」により算定されているものの、地域毎の災害リスクの軽重による取組の度合いや、施策充実に係る経費については十分反映されていないと考えられるため、自治体が自主財源により、防災への取組を強化できるよう、補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の算定に用いる指標については、算定の正確性や公平性を確保する観点から、全国かつ客観的な指標であり、各地方団体ごとにデータが存在していることが必要であるとともに、当該データが各地方団体の財政需要と相関があると認められることが必要である。 なお、防災関連経費については、普通交付税措置に加え、特別交付税において各地方団体の実態に応じて措置されている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	(省)	継続	名古屋市（愛知県） 大阪市（大阪府） 広島市（広島県）	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	財政力の弱い団体への配慮や財源調整機能を強化するという観点から、財政力に応じた補正はやむを得ないと考えるが、財政力指数の高い団体にあっても、依然として厳しい財政運営を強いられているため、補正係数の算出にあたっては配慮していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]

[市町村分]

[収入]

[市町村民税所得割]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
39	(省)	継続	名古屋市(愛知県)	ふるさと納税に伴う寄附金 税額控除に係る基準財政収 入額の算定について	基準財政収入額における市町村民税 所得割に係る寄附金税額控除額につい ては、前年度の控除額に当年度の伸び の見込みを加味した乗率を設けるこ と。また、実績との乖離に対し精算制 度を創設すること。	一部採用する。 団体ごとの寄附金税額控除額の年度間 における伸び率の変動のばらつきが小さ くなってきたことを踏まえ、前年度実績 に地方財政計画額を踏まえた伸び率を乗 じて算定を行うこととする。 なお、精算制度は、法人関係税等、景 気の変動等により大きな影響を受けるお それのあるものについて特例的に設けら れているものである。